

第三七七二頁

執行指定
 決裁指定
 三年
 保存期限

房官臣大	課局務主	大臣		件名	番受	政務次官 同付 決裁前後 連帶 要事
了結	領受	出提	領受		號	
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 三年 七 月 二十九 日	臨時 軍事 費用 方ノ件	陸支普 第四八 四六號	起元應(課)名
局長	局長	局長	局長		第四師團	陸軍省 防務課 13.10.7
局長	局長	局長	局長			陸軍省 軍事課 13.9
						陸軍省 馬政課 13.10.20
						陸軍省 警事課 13.10.15

陸軍省 防務課 13.10.7
 陸軍省 軍事課 13.9
 陸軍省 馬政課 13.10.20
 陸軍省 警事課 13.10.15

副官ヨリ第南師團參謀長宛通牒案

「陸支普」

七月二十五日附宅師經主第二七號ハ別紙ヲ通認可セラレ

陸支普第三三九八號

昭和七年九月六日



臨時軍事費認可額		金額		摘要	
科	臨時軍事費	一、二〇五、三四五、七〇〇		第百四師團	(定師經主)
人件費	三、八〇〇、〇〇〇			摘要	
旅費	八、八〇〇、〇〇〇				
備給	二、二〇〇、〇〇〇				
物件費	一、一七四、五四五、七〇〇				
需品費	七、二〇〇、〇〇〇				
郵便電信費	六、九九四、一〇〇				患者費摘要欄記載需品費ヲ含ム
糧秣費	一、〇〇〇、〇〇〇				
被服費	一、〇〇〇、〇〇〇				
兵器費	三、八〇〇、〇〇〇				
馬匹費	三、〇〇〇、〇〇〇				側車購入費及眼鏡購入費ヲ除ク

陸軍

患者費	運輸費	築造費	雜費
-----	-----	-----	----

一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、三〇一、六〇〇
------------	-----------	-----------	-----------

コンドーム、晒粉、マスク、ハ席、眼費、ヲ以テ
 詮議セル
 備給摘要欄記載ノ大工給料合ム



宅師經主第二ノ號

臨時軍事費使用致度件申請

昭和十三年六月二十五日

第百四師團長

三宅俊雄

陸軍大臣板垣征四郎殿

昭和十三年自八月間當師團各部隊所要經費ト
シテ別紙ノ通り使用致度ニ付認可相成度

別紙
當課ニ保管ス
10月31日
主計課

